

矢吹町白山・神田地区土地利用可能性調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、矢吹町白山・神田地区土地利用可能性調査業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するため公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

- (1) 業務の名称 矢吹町白山・神田地区土地利用可能性調査業務委託
- (2) 業務の期間 契約締結日から令和6年3月22日まで
- (3) 業務の内容 別紙「矢吹町白山・神田地区土地利用可能性調査業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託上限額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 受託者の選定方法

本業務委託は、公募型プロポーザル方式により、提案内容及び見積額等による総合評価とし、受託候補者を決定するものとする。

なお、受託候補者の選定については、別に定める矢吹町白山・神田地区土地利用可能性調査業務委託事業者選定委員会が行うものとする。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

なお、参加資格条件を満たしていることが確認できる資料の提出を町が求める場合がある。

- (1) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できる安定かつ健全な財政能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがされていないこと。
- (4) 矢吹町の工事等請負資格業者名簿に登録されており、かつ指名停止の措置期間中でないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第 2 条に規定する暴力団をいう) 又は暴力団員ではないが、同条第 2 号に規定する暴力団と関係を持つ者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役もしくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者ではないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していない者。

(7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(8) 過去に地方自治体の農業関連の計画策定及び類似業務（エリアの構想、ビジョン策定、土地利用計画の策定）の実績を有していること。

5. 参加申込の方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり必要な書類を作成し提出すること。

(1) 提出書類

①参加申込書（様式第 1 号）

②会社概要調書（様式第 2 号）

添付書類：定款及び履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し、納税証明書又はその写し（直近 2 年分の国税及び地方税）、財務諸表（直近 3 期分の貸借対照表、損益計算書等）

③業務実績調書（様式第 3 号）

④会社概要（パンフレットなど任意）

(2) 提出部数 1 部

(3) 提出期限

令和 5 年 9 月 1 日（金） 17 時 必着

(4) 提出方法

矢吹町農業振興課窓口（3 階）に直接持参または郵送で提出とする。

ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

※郵送した旨を電話にて連絡すること。

(5) 提出先

矢吹町役場 農業振興課

〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木 101

電話番号：0248-42-2115（直通）

6. 実施要領、仕様書等に関する質問及び回答

本プロポーザルにおける質問及びその回答について次のとおり行うため、質問がある場合は、質問書（様式第 4 号）に必要事項を記載のうえ提出すること。

(1) 提出期限

令和 5 年 8 月 24 日（木）17 時まで

(2) 提出方法

農業振興課宛てに電子メールで提出すること（電話、ファックス、来庁による質問は不可）。

なお、メール送信後速やかにメール受信の有無を電話で農業振興課に確認すること。

【件名】「プロポーザル質問」（事業者名）

(3) 提出先

矢吹町役場 農業振興課 【電子メール】 nougyou@town.yabuki.fukushima.jp

(4) 回答方法

質問及び回答は、令和5年8月29日（火）までに矢吹町ホームページに掲載する。

7. 提案書の提出

参加を希望する事業者は、次のとおり業務提案書等を作成し提出すること。

なお、提出期限以降の業務提案書等の再提出及び差し替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

1 提案参加者ごとに、案件は1件のみとする。

(1) 提出期限

令和5年9月13日（水）（土日祝日を除く9時から17時までとする。）

※提出期限内に提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

(2) 提出種類

①業務提案書等提出届（様式第5号）

会社名及び代表者名等の必要事項を漏れなく記入すること。

②業務提案書（様式第6号）

次の項目を参考に作成すること。

1. 事業実績	同種または類似業務の実績
2. 実施体制	業務実施体制、人員配置
3. 業務提案	1) 本業務の背景、目的の理解 2) 現況調査の方法 3) 課題の整理・分析の方法 4) 土地利活用検討の方法 5) 独自提案

③見積提示金額調書（様式第7号）

見積提示金額とその内訳が分かるように作成すること。

④工程表（様式第 8 号）

業務スケジュールを作成すること。

※書類は日本産業規格による A4 判の規格で作成すること。

※提出書類は①～④の順に並べ、A4 長辺 2 穴綴じで提出すること。

(3) 提出部数

正本 1 部 副本 9 部

(4) 提出方法

矢吹町役場農業振興課（3 階）に直接持参又は郵送で提出とする。

ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

※郵送した旨を電話にて連絡すること。

(5) 提出先

矢吹町役場 農業振興課

〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木 101

電話番号：0248-42-2115（直通）

8. プロポーザルの途中辞退

本プロポーザルはいつでも参加を辞退することができ、参加辞退届（様式は任意）を提出することにより行うものとする。

9. 審査

業務提案等の審査については、下記のとおり行う。

(1) 審査の概要

提出された業務提案書等について、別に定める評価基準に従い、書類およびプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、応募事業者が 5 者以上の場合には書類による 1 次審査を実施する場合がある。1 次審査を実施する場合は、応募事業者に別途通知を行う。審査の結果、選定委員の合計点数で最も高い応募者を受託候補者とし、次に高い応募者を次点者とする。なお、選定委員会での説明及び選定委員からの質問に対する回答の内容も業務提案に含むものとする。

(2) 評価項目

評価項目	評価基準	配点
1. 事業実績	同種または類似業務の実績	10
2. 実施体制	業務遂行に十分な体制が構築され、優れた知識や実績を持つ人員が配置されているか。	10
3. 業務提案	1) 本業務の背景、目的の理解 本業務の趣旨について、確実に理	10

	解しているか。	
	2) 現況調査の方法 現状の把握、上位計画等の整理、地権者の意向調査、類似・参考事例の調査	15
	3) 課題の整理・分析の方法 地域の特性や課題を的確に捉え、その分析結果をどのように計画に反映するか	15
	4) 土地利活用検討の方法	10
	5) 独自提案 仕様書に記載のない事項で、効果的な提案がされているか。	10
4. 提案金額	見積書は適正に算定され妥当か。	10
5. 業務計画	実現可能なスケジュールが提案されているかどうか。	10
合計		100

(3) 業務提案審査（プレゼンテーションによる審査）

①日時及び場所

令和5年9月21日（木）

場所：矢吹町役場 大会議室

②審査の方法

1事業者につき30分を予定（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

③説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、運営責任者及び担当者等で行うものとし、会場に入場できるのは3名までとする。なお、当日受付にて参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯すること。

④その他

プレゼンテーションに際して必要な機器のうち、プロジェクタ、接続ケーブル及びスクリーンは当町が用意する。パソコン等の端末機器は、提案者で用意すること。

10. 受託候補者の選定

- (1) 提出された業務提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。
- (2) 受託候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点

以上の提案者の中から受託候補者を選定する。提案者が 1 者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点（6 割）以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定はしない。

1 1. 審査結果の通知

審査結果は、業務提案書等を提出したすべての事業者に対して通知する。なお、選定に関する異議等は受け付けない。また、審査結果については、矢吹町ホームページに掲載し、公表するものとする。

1 2. 契約に関する事項

本業務提案の契約については、次により行うものとする。

- (1) 契約については、受託候補者を相手方とし、仕様書と提案内容に基づく協議調整を行い、詳細な仕様を定め、随意契約を締結する。
- (2) 受託候補者が契約を締結しない場合は、次点者から順次点数の高い順番で交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

1 3. 失格事項

当該要領の規定に反するもの、審査にかかる不正行為を行ったもの、複数の応募書類等を提出したもの及び次の事項に該当する応募書類等を提出したものは失格とする。

- (1) 応募書類等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 応募書類等の作成様式及び記入要項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 応募書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 応募書類等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

1 4. その他留意事項

- (1) 業務の詳細については、別に定める仕様書等を確認のこと。
- (2) 本業務委託にかかる契約について、契約を締結することが不相当と認められる事項が生じた場合は、契約を締結しない場合または解除する場合があること。その場合、町はそれに伴って生じる費用の一切を負担しない。
- (3) 応募にかかる費用は応募事業者の負担とし、町はその一切を負担しない。
- (4) 応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町は選定結果の公表等に必要な場合は、提出書類の内容を使用できるものとする。
- (5) 町が受領した書類については、理由の如何に関わらず返却しないものとする。
- (6) 提出された書類等は、公平性、透明性、及び客観性を期すため公表することがあ

る。

(7) 町が提示する資料及び回答書等は、本実施要領等と一体のものとし、同等の効力を要するものとする。

15. 実施スケジュール（予定）

項目	日程
プロポーザル公募開始	令和5年8月18日（金）
質問受付期限	令和5年8月24日（木）17時まで
質問事項への回答（公表）	令和5年8月29日（火）
参加申込書の提出期限	令和5年9月1日（金）17時まで
提案書の提出期限	令和5年9月13日（水）17時まで
選定委員会（プレゼンテーション）	令和5年9月21日（木）
選定結果の通知	令和5年9月下旬

※本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

16. 本件に関する問い合わせ先

矢吹町役場 農業振興課

〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木 101

電話：0248-42-2115 FAX：0248-42-2587

電子メール：nougyou@town.yabuki.fukushima.jp